



令和元年分の税の申告について（台風第19号の影響により被災した方へ）

令和元年台風第19号の影響により、住宅や家財などに損害を受けた方は、雑損控除又は災害減免法の適用により、令和元年分の所得税等の全部又は一部が軽減される場合があります。

先日、この災害により被害を受けた方を対象に説明会を実施しましたが、改めて申告相談会を実施しますので御利用ください。

期 日	場 所	受付時間
2月6日（木）	中央公民館 講堂	① 9:30~12:00 ② 13:00~15:30
2月7日（金）		
2月9日（日）		

●申告する際には、次の書類をお持ちください。

▽事前の説明会（個別相談会）に参加した方

- (1) 個別相談会で作成した書類一式（相談事績票、損失額の計算書等）
- (2) り災証明書
- (3) その他、追加で支出があった場合や、個別相談会で申し忘れがあった場合はその金額が分かるもの等

▽事前の説明会（個別相談会）に参加していない方

- (1) 被害を受けた資産、取得時期、取得価額の分かるもの（建物の請負契約書等）
- (2) 被害を受けた家屋の取得価額が分からない場合は、その面積が分かるもの（登記事項証明書等）
- (3) 被害を受けた資産の取壊し費用、除去費用、修繕費用などの分かるもの（請求書、領収書等）
- (4) 被害を受けたことにより受ける保険金等の金額が分かるもの（保険金の支払通知書等）
- (5) り災証明書

※その他、収入が分かるもの（給与所得者の場合は、源泉徴収票）等が必要になります。必要な書類等については、「令和元年分の申告について 税務課からのお知らせ」を御覧ください。

問合せ 税務課町税担当 TEL 72-1116

甲状腺検査に関する講演会

福島原発事故から8年が経過します。甲状腺検査に関する正しい情報の把握と子どもの健康への不安軽減を図るため、専門家による講演会を開催します。ぜひ御参加ください。

- 日 時 2月16日（日）13:00~14:30（受付12:30~13:00）
- 場 所 文化福祉会館「まいん」 観光交流ホール
- 講演内容 演題「放射線被ばくと健康影響：特に甲状腺について」
講師：長崎大学原爆後障害医療研究所 国際保健医療福祉学研究分野
教授（医師） 高村 昇 先生

- 参加費 無 料
- 申込み 不 要

問合せ 健康増進課 TEL 72-6611

台風第19号により居宅が被災した国民健康保険被保険者の 一部負担金の免除について

大子町国民健康保険に加入している方で、令和元年台風第19号の被害による居宅の損害程度が次の要件を満たす場合、保険医療機関等で支払う一部負担金（自己負担額）が免除になります。

一部負担金の免除を受ける場合は、医療機関等の窓口で居宅の損害程度と免除の適用を希望する旨を申告してください。

また、免除要件を満たす方であって、既に一部負担金の支払いを済ませてしまっている場合は、申請することにより一部負担金の還付を受けることができます。

●一部負担金が免除になる居宅の損害程度

り災証明書に記載されている居宅の損害程度：全壊、大規模半壊、半壊

●一部負担金の免除に係る保険医療機関等での診療等の期間

令和元年10月12日から令和2年1月末まで

●一部負担金の還付申請の受付開始

令和2年1月20日（月）から

●一部負担金の還付申請に必要なもの

- ・保険医療機関等で支払った領収書又は支払った金額を確認できる書類
- ・居宅の被害に係るり災証明書
- ・印鑑
- ・口座番号の分かるもの

申請・問合せ 町民課国保年金担当 TEL76-8125

令和元年10月診療分の マル福の取扱いについて

令和元年台風第19号の被害により、町内の一部の医療機関では診療報酬明細等に係る記録が失われています。

被害を受けた医療機関を令和元年10月に受診している場合の一部負担金支払金額については、令和2年1月に支給される医療福祉費給付金（マル福）の支給額に算定されていない場合があります。

この場合の医療福祉費支給については、別途、申請書の提出が必要となります。

●申請に必用なもの

領収書、印鑑、マル福受給者証

申請・問合せ 町民課国保年金担当
TEL76-8125



豚コレラ経口ワクチン 野外散布のお知らせ

この度、野生イノシシによる豚コレラの茨城県への侵入を防ぐため、豚コレラ対策「経口ワクチンベルト」への取組の一環として、県内の大子町、常陸大宮市、城里町、笠間市、桜川市、石岡市、境町、坂東市、古河市、五霞町を散布対象に、大子町内では69か所に散布しますので、御理解と御協力をお願いします。

●期 間

1月14日（火）～3月6日（金）

●作業者

県、町職員と猟友会員の3～4人1班で、1日に3～4班が作業のために町内各所に入ります。

問合せ 大子町役場農林課
TEL72-1128
茨城県畜産課衛生・安全G
TEL029-301-3982

台風第19号により損壊した家屋の解体・撤去について

町では、令和元年台風第19号により損壊した家屋等（半壊以上）について、生活環境の保全及び被災者の生活再建支援を目的とした公費解体を実施します。また、既に個人で損壊した家屋等の全部を解体・撤去した方には解体費用の償還をします。

なお、事前に対象者となる方へ実施した意向調査にて、解体を希望した方や既に解体した方へは別途通知にてお知らせしています。

●公費解体について

- ▽対象家屋 個人が所有する家屋であり、り災証明書で全壊、大規模半壊又は半壊の判定を受けたもの ※アパート、貸家を除く。
※家屋の一部のみの解体は対象となりません。
※対象家屋と同じ敷地内にある倉庫や門扉、塀、立木その他の工作物は、対象家屋と一緒に解体・撤去をすることができます。

●自費解体した方への解体費用の償還について

- ▽対象家屋 個人が所有する家屋であり、り災証明書で全壊、大規模半壊又は半壊の判定を受けたもの ※アパート、貸家を除く。
- ▽償還対象 対象家屋の全部についての解体・撤去を、令和2年2月1日より前に行ったもの
※解体費用の償還は、令和2年2月1日より前に解体された家屋等が対象です。
令和2年2月1日以降に自費解体した家屋等の解体費用につきましては償還されません。
※町が定めた基準で算定した額が償還額の上限になります。解体費用が全額償還されない場合もありますので、御了承ください。
※家屋の一部（外壁や屋根等）のみの解体・撤去や家屋の補修改修工事（リフォーム）は対象となりません。

問合せ 生活環境課 TEL76-8802

選挙管理委員会からのお知らせ

●大子町議会議員一般選挙について

令和2年3月30日の任期満了に伴う大子町議会議員一般選挙を行います。

- ▽告示日 3月10日（火）
- ▽投票日 3月15日（日）
- ▽選挙すべき人員 13人
- ▽期日前投票 3月11日（水）～14日（土）
投票日に用事で投票所に行けない方は、期日前投票ができます。
入場券裏面の「宣誓書」に必要事項を記入の上お越しいただくと、円滑に投票することができます。

●立候補予定者及び出納責任者（予定者）説明会について

選挙の執行に当たり、立候補の手続、選挙運動、選挙運動費用等についての説明を行いますので、立候補予定者、出納責任者（予定者）又はその代理者は出席してください。

- ▽日 時 2月19日（水）15：00～
- ▽場 所 文化福祉会館「まいん」
- ※一候補者につき3人以内の出席とさせていただきます。

問合せ 大子町選挙管理委員会（総務課内） TEL72-1114

大子町議会第1回定例会日程のお知らせ

例年3月に開催している第1回定例会については、次の日程で開催する予定です。

- 開催日程（予定） 2月12日（水）～21日（金）

問合せ 議会事務局 TEL72-1115

令和元年度消費者啓発講座

「よりよい老後をすごすために～相続と相続税のイロハ～」

相続法が大きく変わったことを御存じの方も多と思います。これからのシニアライフを安心して過ごすために、財産の管理や相続問題について、わかりやすく学ぶ消費者講座を開講します。「相続」を「争続」にしないために対策を考えたい方、既に発生した「相続」でお困りの方、基本のキから学んでみませんか？

- 日 時 2月8日(土) 13:30～15:50
- 場 所 中央公民館1階 第3研修室
- 定 員 30人(定員になり次第締切)
- 講 師 NPO消費者相談室代表・元大学教授 山口 康夫 先生
NPO消費者相談室監事・税理士 稲見 郷 先生
- 参加費 無 料
- 申込み 事前に大子町消費生活センターへ電話でお申し込みください。

問合せ 大子町消費生活センター Tel 72-1124
(月～金 9:00～12:00, 13:00～16:00)

無料法律相談会

大子町消費生活センターでは、毎月1回、法律の専門家による無料法律相談会を開催しています。消費者問題だけでなく相続、離婚や隣近所とのトラブルなどについて、法律の専門家がお答えします。

- 相談員 山口 康夫 氏(前国士舘大学法学部教授)
- 日 時 2月20日(木) 10:00～12:00, 13:00～15:00
※相談は1件当たり1時間程度です。 ※日時は変更になる場合があります。
- 場 所 役場会議室 ※個別に御案内します。
- 定 員 4人(要予約・先着順)
- その他 既に弁護士に依頼している案件、係争中や同一案件の繰り返し利用は御遠慮ください。
- 申込み 2月6日(木)から2月19日(水)まで(9:00～12:00, 13:00～16:00)に大子町消費生活センターへ電話でお申し込みください。

問合せ 大子町消費生活センター Tel 72-1124

生活自立相談窓口

仕事や生活などに困っている方向けに予約制の巡回相談を行っています。一人で抱え込まずにお気軽に御相談ください。専門の相談員と一緒に考え解決のお手伝いをします。

御家族や周りの方からの相談でも結構です。相談内容は、一切漏らしません。

- 日 時 2月19日(水) 10:00～15:00(要予約)
3月25日(水) 10:00～15:00(要予約)
- 場 所 文化福社会館「まいん」(2/19:2階小会議室, 3/25:1階高齢者活動室)
- 相談員 県北県民センター相談支援員
- 相談料 無 料
- 申込み 予約制ですので、相談日の前日までに、県北県民センター地域福祉室又は大子町役場福祉課にお申し込みください。
随時相談を受け付けていますので、相談日に都合の悪い方は、県北県民センター地域福祉室までお気軽に御連絡ください。

問合せ 県北県民センター地域福祉室 Tel 0294-80-3320
大子町役場福祉課社会福祉担当 Tel 72-1117

医療と介護に関する講演会

「住み慣れたまちでいつまでも～あなた自身やあなたの大切な人が認知症になったとき、どうしますか?～」をテーマに講演会を開催します。

大子町は、県内でも高い高齢化率であり、介護や認知症の問題は他人事ではありません。もし自分や自分の家族が、介護が必要になったり認知症になったりしても、「住み慣れたまちでいつまでも」安心して過ごせるよう、講演会を通して、普段の生活でいかすことのできる実践的なお話と介護ケアの体験をしてみませんか。

- 日 時 2月9日(日) 13:30～(受付13:00～)
- 場 所 文化福祉会館「まいん」 文化ホール
- 内 容 講演①「大子町の福祉政策について(仮)」 講師：大子町長 高梨 哲彦
講演②「介護、困っていませんか? 大変ですよ、認知症の方への対応～誰でも、どこでも使える高齢者認知症者の対応方法～」
講師：水戸協同病院 看護師 大淵 恵美 先生、松本 聡美 先生
- 参加費 無 料
- 申込み 不 要

問合せ 地域包括支援センター TEL72-1175

いきいきヘルス体操教室の再開

いきいきヘルス体操教室は、シルバーリハビリ体操指導士による運動の教室です。発災後、会場の都合により開催を休止していましたが、再開できることになりました。腰痛がある方、転倒が心配な方、災害により体を動かすことが減った方など、ぜひ御参加ください。

- 日 時 毎週木曜日 13:30～14:30
- 場 所 文化福祉会館「まいん」 1階 観光交流ホール
- 参加費 無 料
- 申込み 不 要
- その他
 - ・体操ができる服装でお越しください。
 - ・水分を持参してください。
 - ・健康づくりポイント事業の対象です。
 - ・会場の都合により、場所の変更又は中止になることがあります。

問合せ 大子町社会福祉協議会 TEL72-2005

こころの相談

ストレスの多い現代、心の調子を崩すことは誰にでもあります。気持ちの落ち込み、悩み、不安、閉じ籠もり等一人で悩まずに、気軽に御相談ください。

話を聞いてもらうだけで心が軽くなります。また、今後の対応を一緒に考えていくことができます。相談内容は、一切漏らしません。

本人が来所できない場合は、家族の方だけの相談でも結構です。

- 日 時 2月18日(火)
13:00～16:00※予約制
- 場 所 保健センター
- 料 金 無 料
- 申込み 2月14日(金)までに健康増進課へ電話でお申し込みください。

問合せ 健康増進課 TEL72-6611

高齢者の総合相談窓口

「地域包括支援センター」

地域包括支援センターは、高齢者の方の身近な相談窓口です。認知症や介護のことなど様々な相談に応じています。

主任介護支援専門員、保健師、社会福祉士などの職員が、いつまでも住み慣れた地域で生活を続けていくために支援しています。お気軽に御相談ください。

※円滑に相談対応するため、可能な範囲で事前にお電話ください。

- 場 所 大字大子1846番地(保健センター内)
※台風被害により場所が移転しましたので、御注意ください。

問合せ 地域包括支援センター TEL72-1175

みまもりサービス事業利用者を対象とした買い物サービスの開始

町では、日本郵便株式会社へ委託し、一人暮らしの高齢者に対する訪問や電話によるみまもりサービスを行っています。この度、日本郵便株式会社において、このサービスを利用している方を対象に、買い物サービスを開始しました。商品は、パンやお菓子、日用品等、品数も多く取り扱っていますので、お気軽に御利用ください。

●対象者 みまもり訪問サービス、みまもり電話サービスを利用中の方

●利用方法 カタログから欲しい商品を電話で注文します。
午後3時までに注文すると、翌日ゆうパックにて商品が届きます。
※土曜日の注文の場合は、月曜日の配送となります。
※料金は、商品代のほかに、送料等がかかります。

●参考：みまもりサービス事業

▽対象者 おおむね75歳以上の一人暮らしの方

▽内容 【みまもり訪問サービス】

月1回30分程度自宅を訪問し、10項目の質問を行います。
その結果について、報告先の方へメールを送信します。

【みまもり電話サービス】

365日電話（自動音声）で体調確認を行います。
その日の体調を電話機のボタンを押して回答します。
その結果について、報告先の方へメールを送信します。

▽申込み 申請書に記入の上、報告先の方の同意書を添えて、福祉課へ提出してください。

問合せ <買い物サービスについて> 大子郵便局 Tel 72-3969
<みまもりサービスについて> 福祉課高齢介護担当 Tel 72-1135

令和元年度健康づくりポイント事業 ～記念品交換は3月31日まで～

健康づくりポイント事業で貯めたポイントの記念品交換はもうお済みですか？

記念品交換は、ポイントカードを健康増進課に提出することでできます。記念品交換期限は、3月31日（火）までです。目標ポイントまで貯まった方は、お早めに提出してください。

●対象者

大子町に住所があり、令和2年3月31日時点で20歳以上の方

●ポイントの貯め方

対象事業に参加し、カードにスタンプをもらうことでポイントを貯めることができます。

カード交付期限：3月31日（火）

●記念品の交換について

記念品交換期限：3月31日（火）

▽5ポイント以上：健康グッズ、おまかせ特産品セット又は温泉施設利用券2枚のいずれか一つ

▽8ポイント以上：健康グッズ、おまかせ特産品セット又は温泉施設利用券4枚のいずれか一つ

▽12ポイント以上：選べる特産品（大子産米、奥久慈しゃも、常陸大黒製品）又は温泉施設利用券6枚のいずれか一つ

（※温泉施設利用券は、森林の温泉、大子温泉やみぞ、フォレスパ大子、道の駅「奥久慈だいが」浴場で使えます。ただし、入湯税は自己負担です。）

上のいずれかまでポイントが貯まったら、カードに必要事項を記入して健康増進課へ提出してください。1人1回記念品と交換ができます。特産品については後日送付します。

問合せ 健康増進課 Tel 72-6611

～令和元年台風第19号により被災された方へ～

◆住宅の修理を検討している方

制度名	主な条件
応急修理制度 (申込期限 令和2年1月31日)	住宅の必要最低限部分の修繕が対象，上限あり（59万5千円，30万円）※1
住宅リフォーム助成金 (通年利用できる制度となっています。)	大子町の業者を利用，申請金額の1/4を助成，上限（50万円），応急修理制度と併用可

◆住み替えを検討しているまたは住み替えをした方※2

制度名	主な条件
応急仮設住宅 (大子・袋田)	入居期間6か月（最長2年），寒冷地仕様，エアコン・ガス台・カーテン備え付け※3
応急仮設住宅 (民間賃貸住宅借上型) (申込期限 令和2年1月31日)	町が契約した民間賃貸住宅に入居，入居期間6か月（最長2年）
応急仮設住宅 (民間賃貸住宅家賃補助) (申込期限 令和2年3月31日)	被災したことにより民間賃貸住宅に入居する（した）方が対象，最大6か月分の家賃を補助（町外の物件に入居した方も対象です。）

※1 り災証明により，全壊・大規模半壊・半壊・一部損壊（準半壊）と判定された方が対象です。

※2 光熱水費，故意過失の修繕費，駐車場料金等については本人負担になります。

※3 り災証明により，全壊・大規模半壊・半壊と判定された方が対象です。

応急修理制度・応急仮設住宅（借上型又は家賃補助）との併用はできません。

問合せ・申請について

大子町役場 建設課

TEL 0295-72-2611

人の心に木を植える

～The forest is longing for the sea, the sea is longing for the forest.～

- ◆ 日 時 令和2年2月8日(土) 午後1時から午後3時まで
- ◆ 会 場 文化福祉会館「まいん」 文化ホール
- ◆ 定 員 390人(事前申込不要)
- ◆ スケジュール

午後12時30分 開場

午後1時 開会

午後1時30分 基調講演

「人の心に木を植える」

午後3時 閉会



NPO法人 森は海の恋人
理事長 畠山 重篤 氏

【講師プロフィール】

1943年中国・上海生まれ。宮城県でカキやホタテの養殖業を営む。海の環境を守るには海に注ぐ川、さらにその上流の森を守ることの大切さに気付き、漁師仲間と共に「牡蠣の森を慕う会」を結成。1989年から「森は海の恋人」を合言葉に植林活動を続ける一方で、子どもたちを海に招き、体験学習を行う。2005年から京都大学フィールド科学教育研究センター社会連携教授に就任。2009年にNPO法人森は海の恋人を設立する。東日本大震災で牡蠣養殖施設の全てを失うが、震災後には自然環境を活かした地域づくりを展開する。緑化推進功労者内閣総理大臣表彰(2005年)、国連森林フォーラム(UNFF)「フレスト・ヒーローズ」受賞(2015年)など。

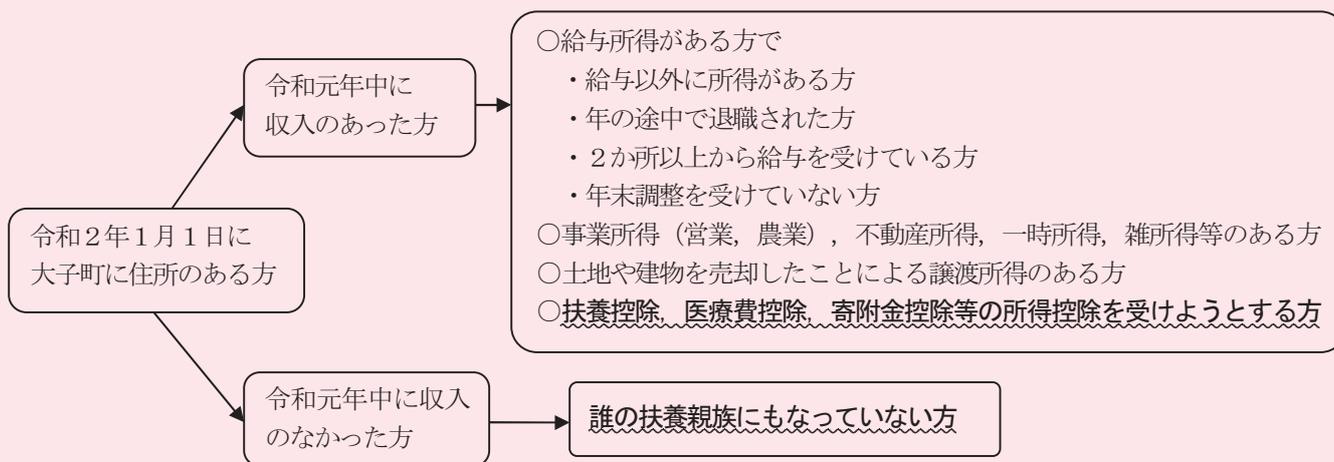
令和元年分の税の申告について

税務課からのお知らせ

2月中旬から3月中旬までは、所得税、復興特別所得税及び町県民税の申告期間となっています。今年の申告期限については、令和元年台風第19号の影響により延長される可能性があります。大子町では2月14日（金）から3月13日（金）までの期間中に申告相談を行います。

町県民税の申告は、町税の課税の根拠となることをはじめとして、介護保険料の決定、保育料の算定、医療福祉費支給制度（マル福）の適用、国民健康保険の自己負担額の軽減判定などの基礎資料となりますので、申告が必要となる方は必ず行ってください。

◆ 次に該当する方は、申告が必要となります。



※ 農業に係る申告は、販売がなく自家消費のみの方は必要ありません。

◆ 申告期日及び会場（役場税務課での申告受付はできません。期間中に会場までお越しください。）

2月14日～3月3日 中央公民館 講堂

日	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	3/1	2	3
曜日	金	土	日	月	火	水	木	金	土	祝	振替休日	火	水	木	金	土	日	月	火
会場	講堂	休		中央公民館	講堂		休		中央公民館	講堂	休		中央公民館	講堂	休		講堂		

※今年度の休日申告は2月24日（振替休日）です。

3月4日～3月13日 文化福祉会館 まいん

日	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13
曜日	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金
会場	文化福祉会館まいん	休		文化福祉会館	まいん					

◆ 受付時間 9時～12時、13時～15時

※ ただし、2月26日（水）、3月11日（水）は18時まで受け付けます。

◆ 申告会場混雑情報等の問合せ電話番号

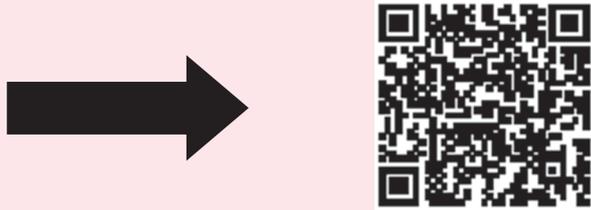
090-2215-4049

申告が必要であるかなど、申告についてご不明な点は、税務課72-1116（申告期間前）又は上記会場の携帯電話（申告期間中）までお問い合わせ願います。

◆ 利用者識別番号の取得について

今年から大子町の申告会場で申告をする場合には、国税庁が発行する「利用者識別番号」の取得が必要となりました。つきましては、待ち時間短縮のため、事前取得へのご協力をお願いします。ただし、ご自身での取得が難しい方は、当日、申告会場で取得することも可能です。

事前取得する場合は、「国税庁 利用者識別番号 取得」で検索するか、次のQRコードをご利用ください。



◆ 医療費控除の必要書類について

平成29年分の確定申告から領収書の提出の代わりに「医療費控除の明細書」の添付が必要となりました。医療費の領収書から「医療費控除の明細書」を作成し、会場に持参してください。また、医療保険者から交付を受けた医療費通知（医療費のお知らせ等）を添付すると、明細の記入を省略できます。

※ 領収書は会場に持参する必要はありませんが、自宅で5年間保存する必要があります。

◆ 申告時に必要なもの

- ① 給与所得、年金所得がある方・・・源泉徴収票（給与所得者）
公的年金等の源泉徴収票（年金受給者）
- ② 農業所得、営業所得等がある方・・・収支内訳書（作成のうえ持参してください。）
- ③ ①及び②以外の所得がある方・・・支払調書など収入のわかるもの
- ④ 医療費控除を受ける方・・・・・・・・医療費控除の明細書等
（医療を受けた人や病院ごとに集計のうえ持参してください。）
- ⑤ ④以外の所得控除を受ける方・・・証明書（生命保険料控除証明書等）
- ⑥ 印かん、申告者本人の口座番号の分かるもの
- ⑦ 申告者本人の番号確認書類及び身元確認書類、扶養親族等の番号確認書類、代理人の身元確認書類
※ 平成29年分の確定申告からは番号確認書類及び身元確認書類の提示又は写しの添付が必要となりました。
- ⑧ 利用者識別番号の分かるもの（事前取得された方のみ）

※ これらは一般的なものです。申告内容によってはこのほかにも必要とするものがありますので、あらかじめご了承ください。

放課後子ども教室協働活動サポーター募集

町では、令和2年度についても町内の6小学校及び県立大子特別支援学校において「放課後子ども教室」の実施を予定しています。

つきましては、令和2年4月から令和3年3月まで児童の見守りや活動の補助を行う「協働活動サポーター」を募集します。関心のある方は、お気軽にお問い合わせください。初めての方、児童の保護者の方、学生の方も大歓迎です。

- 実施日** 学校登校日（週5日）
※土日・祝日，長期休業日（春休み，夏休み，冬休み），学校給食がない日等は実施しません。
- 勤務日数** 週2日～5日
- 勤務時間** 下校時刻の30分前から午後6時30分まで（大子特別支援学校は午後5時まで）
※下校時刻は学校により異なります。
- 賃金** 1時間当たり900円（予定）
- 勤務内容** 児童の見守り及び協働活動支援員の補助
①児童の受付
②学校の宿題に取り組ませる
③プリント学習やレクリエーション，工作及び体験活動の補助
- 雇用条件** 町内に居住する75歳未満で心身共に健康な方（令和2年4月1日現在）
※雇用主は，町から事業委託を受けている事業者です。
- 申込み** 申込書に必要事項を記入（写真貼付）の上，2月21日（金）までに教育委員会事務局生涯学習担当に提出してください。なお，申込者に対し，面接を行う場合があります。
※申込書は，教育委員会事務局生涯学習担当で配布しています。また，町ホームページからダウンロードすることもできます。

問合せ 教育委員会事務局生涯学習担当 Tel 72-1148

おさがりバザール

大子町子育て支援センターでは、捨てるにはもったいない不要になった子ども服，育児グッズ，おもちゃ，マタニティグッズなどをお預かりし，‘あげたり もらったり’の活動「おさがりバザール」を行っています。どなたでも参加できます。皆さんのお越しをお待ちしています。

●おさがり品のお預かりについて

▽お預かり期間 1月27日（月）～2月14日（金）

▽集めているもの

- ・子ども服（ベビー服～160cm） ・スタイ，帽子などの小物 ・マタニティグッズ
- ・おもちゃ ・ベビー用品 など

▽回収できないもの

- ・穴，汚れが酷いもの ・破損しているもの ・ぬいぐるみ など

▽お預かりの注意事項

- ・トラブルを避けるため，一度お預かりした品物は基本的にはお返しできません。
- ・品物は名前を消してお持ちください。

●おさがりバザール概要

▽日時 2月14日（金） 11：00～17：00

2月15日（土） 9：00～15：00

2月17日（月） 9：00～17：00

2月18日（火） 9：00～13：00

▽場所 第3子育て支援室（文化福社会館「まいん」2階）

問合せ 大子町社会福祉協議会 大子町子育て支援センター Tel 72-1120

図書館「プチ・ソフィア」

無料で本、雑誌の貸出しを行っています。1人5冊まで2週間利用できます。
休館日は毎週月曜日と木曜日です。開館時間は午前10時から午後6時までです。

●新しく入った本

▽一般書

- 「自分の事は話すな 仕事と人間関係を劇的によくする技術」吉原珠央著
- 「ぼくはイエローでホワイトで、ちょっとブルー」ブレイディみかこ著
- 「DIYでコーヒーを楽しむ本 自家焙煎, セルフドリップ, 便利な道具作りを徹底解説」ドゥーパ!編集部編
- 「大名倒産 上・下」浅田次郎著
- 「歩道橋シネマ」恩田陸著
- 「黒武御神火御殿 三島屋変調百物語六之続」宮部みゆき著
- 「まよいながら生きていく」五木寛之著

▽児童書

- 「かいけつゾロリ スターたんじょう」原ゆたか作
- 「しあわせなハリネズミ」藤野恵美作
- 「おおゆき」最上一平作

ホームページで図書館「プチ・ソフィア」の蔵書を検索できます。
<http://www.lib-eye.net/daigo/>

問合せ 図書館「プチ・ソフィア」 Tel 7 2 - 6 1 2 3

2019年に大子町で発生した火災

大子町の2019年の火災件数は13件で、前年の火災件数に比べると7件増加しました。内訳は次のとおりで、建物火災が6件、その他火災（建物、林野、車両火災以外の火災）が7件でした。

種別	件数		昨年比
	2018年	2019年	
建物火災	2	6	+4
林野火災	1	0	-1
その他火災	3	7	+4
合計	6	13	+7

13件の火災のうち11件が1月～4月に発生しました。この時期は、空気が乾燥していますので火の取扱いには十分に注意してください。2020年は火災ゼロの大子町を目指していきましょう。

問合せ 消防本部予防課 Tel 7 2 - 0 1 1 9

第40回大子連合将棋大会参加者募集

大子連合将棋愛好会では、第40回大子連合将棋大会を開催しますので、参加者を募集しています。奮って御参加ください。

- 日時 2月23日(日) 8:50開会
- 場所 中央公民館 講堂
- 参加費 2,000円(昼食付き)
※児童・生徒は1,000円
- 申込み 2月13日(木)までに電話でお申し込みください。

申込み・問合せ

大子連合将棋愛好会(中村)
Tel 7 2 - 1 5 6 7

特設人権相談所開設

- 日時 2月4日(火)
10:00~15:00
- 場所 文化福祉会館「まいん」
2階 小会議室
- 内容 土地の境界、売買、相続等に関する問題、相続、遺言等に関する問題、地代や家賃の紛争、婚姻、離婚、親権等戸籍に関する問題、いじめや体罰、DV、ハラスメント、家庭内の問題、近隣トラブル等
- 相談員 人権擁護委員

問合せ 総務課 Tel 7 2 - 1 1 1 3

茨城県伝統文化団体リーフレット情報団体の募集

県では、伝統文化団体支援の一環として、伝統文化団体の活動を紹介するリーフレットの作成を進めています。各種イベント等の主催者に配付し、伝統文化団体をイベント等に呼ぶ際の参考にしてもらうものです。日ごろの活動の成果を発表できる機会となりますので、ぜひ御応募ください。

●伝統文化団体リーフレットについて

- ・県内の伝統文化団体の情報を取りまとめたリーフレットを、各市町村を始め様々な催事主催者に配布します。
- ・催事主催者から出演依頼があった場合、県が仲介して催事主催者と伝統文化団体とのマッチングを行います。
- ・県が連絡の仲介をしますので、催事主催者から直接連絡することはありません。

●対象

県内で活動する伝統文化団体（太鼓、和楽器、踊り、お囃子、武術、詩吟、茶道、華道、書道など）
※日本の文化であれば活動内容等の規定は特にありません。

●募集期間 2月6日（木）まで

申込み・問合せ 教育委員会事務局生涯学習担当 TEL 72-1148

令和元年台風第19号の被災者支援に関する相談窓口

内 容	相談窓口	電話番号
・災害復興に係る総合窓口に関すること ・支援物資に関すること ・災害救助法による生活必需品支給に関すること	総務課	72-1114
・地域公共交通に関すること	まちづくり課	72-1131
・ボランティアセンターとの連携に関すること ・義援金に関すること ・被災者生活再建支援制度、大子町災害見舞金等支援金の相談に関すること ・介護保険料の減免に関すること	福祉課	72-1117 72-1135
・被災された方の心身のケアに関すること	健康増進課 福祉課 地域包括支援センター	72-6611 72-1117 72-1175
・寄附金に関すること（災害見舞寄付金・ふるさと大子応援寄付金）	財政課	72-1119
・中小企業支援に関すること ・り災証明書（事業所用）の発行に関すること	観光商工課	72-1138
・災害ごみ（家屋等解体ごみ含む）に関すること	生活環境課	76-8802
・町道・林道・農道・普通河川に関すること ・応急仮設住宅に関すること ・住宅の応急修理に関すること	建設課	72-2611
・り災証明書・被災届出受理証に関すること（事業所を除く。） ・町民税・固定資産税の減免に関すること	税務課	72-1116
・農地・用水路等に関すること（農道を除く。） ・農業用施設・機械の取得・修繕等の支援に関すること	農林課	72-1128
・国民健康保険税の減免に関すること ・後期高齢者医療保険料の減免に関すること	町民課	76-8125
・水道料金の減免及び減額に関すること	水道課	72-2221
・し尿処理手数料・浄化槽清掃手数料の免除に関すること	衛生センター	72-3076

※受付期間や対象期間により、制度の対象外となることもあります。